

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成31年4月19日（金）15:22～15:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

<関係省庁>

植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官
飛田 章 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地方独立行政法人（研究開発）の出資業務の規制緩和について
- 3 閉会

○蓮井参事官 それでは、国家戦略特区特区ワーキンググループヒアリングの2コマ目でございます。総務省にお越しいただきまして、ありがとうございます。「地方独立行政法人（研究開発）の出資業務の規制緩和について」ということでございます。

本日のヒアリングにつきましては、資料、それから議事についても公開ということによってよろしゅうございましょうか。

○植田室長 はい。

○蓮井参事官 それでは、そういうことで、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 いつもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、この問題について、早速、御説明をお願いいたします。

○植田室長 総務省でございます。

前回3月29日のワーキンググループヒアリングにおきまして御説明させていただいたものと同じものを今日お持ちしております。5ページをお開きいただきまして、そのときのこちら側としての考えということで申し上げましたのが、今回の御要望について、自治体

のニーズを踏まえまして、公立大学法人等々の出資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、検討を進めてまいりたいと申し上げていましたけれども、他の試験研究機関型の地独法にそういったニーズがあるのかどうか、また、法制上の観点で見たときにどうなのかということを少し検討させていただきました。

2 ページ・3 ページに、他の試験研究機関型の、神奈川県以外で10団体ございますけれども、そちらのほうにお聞きさせていただきましたところ、中には地方独立行政法人の所有する知的財産とか成果の迅速な社会実装に向けて起業の可能性につながると考えられるので、地方独立行政法人の自立的な運営や活性化においてニーズは今後増大してくるのではないかとといったような御意見とか、将来的には活用の可能性が考えられ、緩和が望ましいのではないかと。今後のニーズの増大とか活用の可能性を見込んで、その実現を積極的に望むような意見が複数寄せられたということでございます。また、当面の活用の見込みは不明というふうにした法人の中にも、規制緩和によって選択肢が増えることについて、賛成するような意見が複数ございました。

ということで、神奈川県からの要望に加えまして、他の法人においてもそういった措置を望むような声があるということで、全国的な措置にせず、神奈川県設立の法人のみに規制緩和を行うというほどの法人の特性とかの違いが特別あるわけではないということと、また、特区提案の中でも、いわゆる岩盤規制ではないものについては初めから全国的な措置というふうに対応することも想定されているということがある。あと、国家戦略特区とさせていただいた場合には、他の法人でまたニーズが出てきたときに法令上の対応が再度必要になるということもございますので、全国的な措置ということが考えられるのではないかと現時点では考えてございます。

また、法制上の観点からも、資料の1 ページにございますように、業務の特性を踏まえた法人の分類という形になっておりますけれども、それぞれの分類ごとの、右上にございますような公立大学法人とか公営企業型、それぞれに応じて一般的にガバナンスの方法がありますとかそういったものを規定しているというのが地独法の仕組みでございます。それぞれ法人ごとの業務内容を違えるときには、法で規定する業務の範囲内で個別に定款を置きまして、その設立団体の議会の議決とか、大臣または知事の認可を得てということになっておりまして、個別の法人の業務の差異について、定款ではなくて法に特例措置としても規定するとするならば、相当の理由が要るのではないかとということもございますので、法制上の整理が中々難しいということもあり得るということを少し考えてございます。

そういったした場合に、全国的な措置として行う場合には、地方独立行政法人法の改正をどのようにして行うかということがあるわけでございますけれども、今までの経緯で4 ページでございます。これまでの改正経緯を一部書いてございますが、平成25年6月とか平成28年5月、平成29年6月のところに緑色でございますように、これまで地方分権一括法による改正、または地方自治法と一緒に改正する、そのような改正方式を取ってございます。神奈川県は再来年、2021年4月の出資を御要望されておりますけれども、平成29年

6月にあります地方自治法と一緒に議論するというような形で改正を行うのは、日程的には中々現実的ではないのかなと思っております。方法としては、もし、神奈川県がこういった地方分権の提案を出されることが仮にありますならば、そういった対応もあり得る方法かなと考えてございます。

もう一点、資料の6ページを御覧いただければと思いますけれども、今回の神奈川県からの御要望については、資料6ページで言いますと、下の二つのところです。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の第34条の5、第34条の6の関係かなと考えておりまして、そうした場合、これは議員立法でございすけれども、法制上の観点から、地方独立行政法人法の改正に加えて、この法律の改正を要することも場合によっては考えられます。そういったことも含めて検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

基本的に全国で出来るということは私どもは良いことだと思っていまして、ここの特区での提案を契機に全国で出来たというのは随分例があります。

それから、同時に、事業者が割と急いでやる場合には、両方とも並行してやって、特区で急いでやって、それで全国が後でできるということも随分ありました。その際に、特区でやった経験を生かすということがあった場合もあるし、ない場合もあるという状況です。

先ほど4ページでお示しくださったところでは、今回もし、全国区でやると、一番最速で大体ここからの経験で言うといつ頃できそうなのですか。

○植田室長　あくまでも仮定の話ではございますけれども、もし、今年度の地方分権提案の話で参りますと、通常、地方分権一括法も最近は毎年度出されておりますので、今年度のそういった手続に乗っていくとすると、来年の法改正に間に合うかどうかという形になるかと思います。

○八田座長　今年度というのは、この臨時国会ですか。

○植田室長　そうではなくて、次の通常国会というようなイメージです。

○八田座長　ということは、来年の1月ですか。

○植田室長　ということになろうかと思います。

○八田座長　そうすると、改正を臨時国会でやるとした場合、今度、特区でやった場合とはどういう時間差が出ますか。

○蓮井参事官　今の我々がこれから出そうとしている法案の話もあろうかと思うのですが、その処理次第ですね。仮に上がったとした場合には、臨時国会というスピード感もないわけではないかと思います。ただ、我々がこれから出すスーパーシティも含めた法案の扱いも色々議論がございすので、それはよく見る必要があります。最速であれば、確かに臨時国会の可能性もゼロではありません。

○八田座長　なるほど。

○蓮井参事官 ただ、先ほどもお話が出ましたが、確かに神奈川県御要望のタイミングとの兼ね合いもあるかと思いますが、2021年ということであるとするならば、次期通常国会でも間に合うのかなということだと思います。

○八田座長 そうすると、特区でやっても同じようなスピードになるということですか。

○蓮井参事官 そうですね。

○八田座長 特区でも全国区でも決まって、実際の実施は特区の場合には割と早いということも時々ありますね。

しかし、この場合には、2020年1月の通常国会で決まるということですね。これが実際に稼働になるのはいつからということになりますか。その翌4月からということになるのですか。

○植田室長 それは法制の仕方によろうかと思いますが、公布日施行もあり得ますし、4月ということもあり得るかと思います。

○八田座長 そうすると、基本的には工程をきちんと早くやっていただけるならば、全国一本でもいいということになって、もし、何らかの事情でその工程が遅れるようだったら、特区のほうも並行してやっていただきたいということかなと思います。もちろん神奈川県の切実なことも伺ったほうが良いと思いますけれども、全国区と一本化するか否かは、全国区のほうの工程表の具合次第ということになるのではないかと思います。

○植田室長 分かりました。

○八田座長 あと、事務局からは何か付け加えることはありますか。

○蓮井参事官 ございます。

○飛田参事官 八田先生のお話を踏まえまして、神奈川県の方に、先ほど総務省がおっしゃった分権の話も含めてお伝えするようにいたします。

○八田座長 よろしく願いいたします。

では、どうもお忙しいところをありがとうございました。